

議案第四号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の一部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部五十の六の項を同部五十の八の項とし、同部五十の五の項の次に次のように加える。

五十の六 建築基準法	建築物
施行令第三百七十七條	敷地
の十二第六項の規定	と道路
に基づく大規模の修繕	との関係
又は大規模の様	の大規模
替に関する認定の申請	の申請
	認定申請のとき。

二万八千円

別表三の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部一の項及び二の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同部三の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物の

<p>請に対する審査</p>	<p>五十の七建築基準法 施行令第七百三十七條 の十二第七項の規定 に基づく大規模の修 繕又は大規模の様 替に関する認定の申 請に対する審査</p>
<p>修繕又は大規模の様替に関する認定申請料</p>	<p>道路内 におけ る大規 模の修 繕又は 大規模 の様替 に関する 認定申 請料</p>
<p>二万八千円</p>	<p></p>
<p>認定申請と</p>	<p>き。</p>

エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同部四の項及び五の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同部六の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改め、同部七の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同部備考第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(説明)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）等の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）等の一部改正に伴い手数料を新設するほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）等の一部改正に伴い引用している法令の題名を変更するため、本案を提出いたします。